

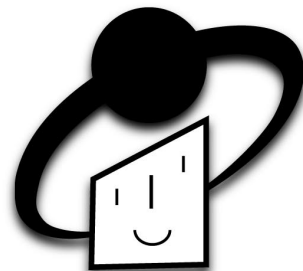
連

載

電子技術者のための特許マニュアル

第10回

欧州の特許制度を 理解しよう！



大嶋洋一

米国の特許制度に続いて、今回は欧州の特許制度について解説する。欧州では、各国の特許制度のほかに複数の国にまたがる欧州特許条約(EPC)という特許制度がある。そのため、日米の特許制度に比べて複雑そうに見えるが、このEPCの特徴をうまく利用することで、世界規模での特許情報や公知時期を入手できる。(編集部)

欧州の特許制度は、米国や日本と異なり、各国の制度と欧州地域内の制度が並存しています。そのため、どうしても日米と比較して複雑な制度に見え、敬遠しがちです。しかし電子産業における欧州市場は、米国市場に匹敵する規模です。また、電子産業の技術面を見ても、通信・アナログといった分野に強く、目が離せません。したがって、当然のことながら特許の視点から見ても、欧州は重要地域の一つです。

そこで、本稿では欧州特許を考えるうえで基本となる欧州特許条約(EPC: European Patent Convention)について説明します。また、その運営機関である欧州特許機構^{注1}、およびその特許データベースの利用方法を紹介します。

1 複数の国にまたがる欧州の特許制度

欧州特許制度は、1973年10月5日にミュンヘンで調印された欧州特許条約(EPC)によりスタートしました。同条約は、1977年10月7日に発行し、実際に運営する機関となる欧州特許機構(EPO)は、1977年10月19日に誕生しました。

欧州のように陸続きの諸国間では、技術はあっという間に国境を越えてしまいます。したがって、特許についても

自国のみの特許では十分に機能しません。だからといって、言語の異なる欧州諸国のすべてに特許を出願し、みずからの発明を保護するようにと出願人に求めたのでは、出願人の負担が多大なものになってしまいます。そこで、出願人の負担を軽減することを目的としてEPCが誕生しました。条約成立のために17年という長い歳月をかけて、欧州各国の利害を調整しました。おかげで、条約締結国における共通の特許付与が可能な制度が確立しました。

ここで、誤解してはならない点は、欧州特許だけが欧州の特許ではないということです。つまり、欧州特許は各国の特許制度に取って代わるものではなく、各国の特許制度と並存していることとなります。言い換えると、欧州特許として成立した特許は、その後、各国で付与された特許とほぼ同等に取り扱われていくことを意味します。つまり、出願人は、欧州特許として条約締結国すべてを対象とした特許を取得する方法と、必要な特定の国の内国特許のみを取得する方法から、自分の目的に合ったほうを選択できるようになりました。

●手続きが容易で信頼性が高いEPC

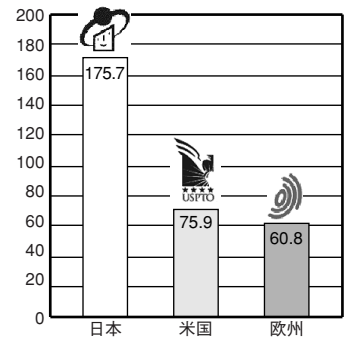
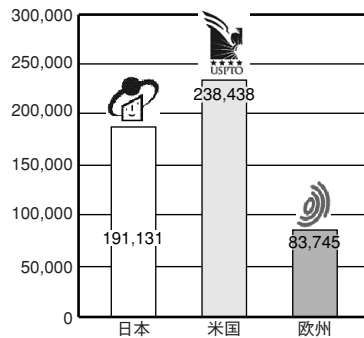
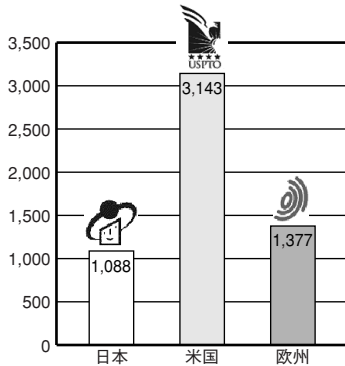
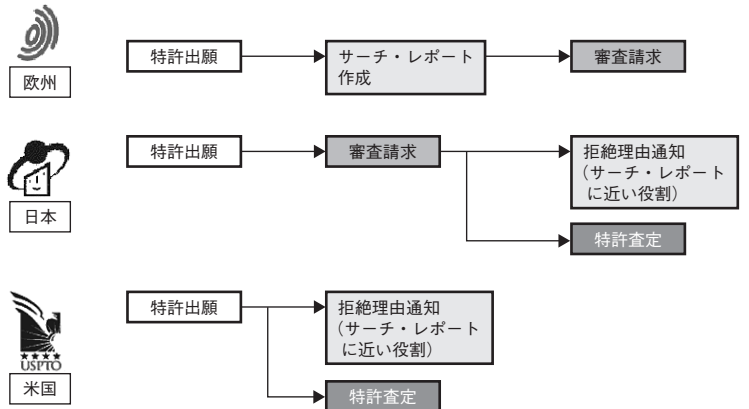
では、欧州特許制度のメリットを考えてみましょう。

第1のメリットは、手続きの簡素化です。これは、EPC加盟国のすべてに対して個別に特許を取得しようとしたときの手続きを考えれば容易に想像できます。複数の国に対する特許出願が一つの手続きで済むため、出願人は特許取得までの手続きの効率を飛躍的に向上できます。また、複数の公用語(英語、フランス語、ドイツ語)から、一つの言語を選択できるという点も、これらの公用語を母国語とする出願人にとっては、翻訳が不要となるため大きなメリットとなります。では、いずれの公用語も外国語となる国(例

注1：通称、「欧州特許庁(EPO: European Patent Office)」と呼ばれる。

〔図1〕 日米欧における特許審査開始までの手続きの比較

特許審査が開始されるまでのプロセスは、地域ごとに異なる。欧州では、特許を出願すると、自動的にサーチ・レポートが作成され、この結果に基づいて出願人は審査請求に進むか、あるいは放棄または取り下げることができる。日本では、審査請求してから特許審査が始まる。そして、審査の結果、拒絶理由となる先行技術が発見された場合、出願人に拒絶理由として通知される。米国では、特許出願すると、自動的に審査が始まる。そして、審査の結果、拒絶理由となる先行技術が発見された場合、出願人に拒絶理由として通知される。どの制度にも一長一短がある。通常審査請求料は高いので、審査を請求する前にその必要性を判断する材料となるサーチ・レポートを受け取れる点は、欧州制度の大きなメリットといえる。



(a) 審査官数

(b) 処理件数

(c) 審査官1人当たりの処理件数

〔図2〕 日米欧の審査関連データの比較

各地域の特許審査関連のデータ(a)～(c)によって、次のような状況が推測される。日本の審査は、審査官の数が少ないが処理件数は多いことから、相対的に1件の審査にかけられる時間が限られている。米国の審査は、審査官の数を多くして処理件数を稼いでいる。したがって、1人当たりの処理件数は少ない。欧州の審査は、審査官の数は少ないが、処理する出願も少ないので、1件を比較的ていねいに審査している。

えば日本のような国)にとってはどうでしょうか。この場合も、複数の国に対してどれか一つの言語で手続きを行えばよいのですから、手続きの軽減という意味では、同様のメリットを享受していると言えるでしょう。

第2のメリットは、出願した特許に対する評価を確認しやすい制度であるという点です。EPCでは実体的な判断を伴う審査を開始する前に、EPOが特許出願に対する先行技術を調査した結果を「サーチ・レポート」として作成します。出願人は、このサーチ・レポートの結果を審査請求の開始前に知ることができます。これにより、出願人がみずからの特許に対して、その後どのように手続きを進めるか判断することが容易になります(図1)。このことは、EPCが特許審査の過程の中でも、特に先行技術調査を重要なプロセスとして認めているとも言えます。EPOは先行技術調査を実施する調査部と実体判断を行う審査部を別の組織とすることにより、サーチ・レポートの品質の向上に注力してい

ます。日本の出願人がEPOに出願する際、もっとも期待している点は、この品質の高いサーチ・レポートを受け取ることだと言われています。EPOの存在価値として、このサーチ・レポートの存在を挙げる専門家も多いのです。

第3のメリットは、相対的に見て信頼性の高い特許である点です。日米欧の特許審査関係のデータを比較すると、欧州では特許審査にかけられる時間が相対的に長くなっています(図2)。すなわち、じっくりと特許審査に取り組むことができる環境を整えられていることが、EPOの優位性です。残念ながら、日本の特許審査の環境は、できるだけ多くの出願を審査しなければならないという状況が慢性的に続いています。そのため、どうしても1件当たりにかかる時間は少なくなります。こうした特許審査の環境面で欧州に優位性があるということが、特許自身の信頼性の高さにつながっています。もちろん、日本の特許庁も与えられた環境の中で、ベストを尽くしてはいますが…。